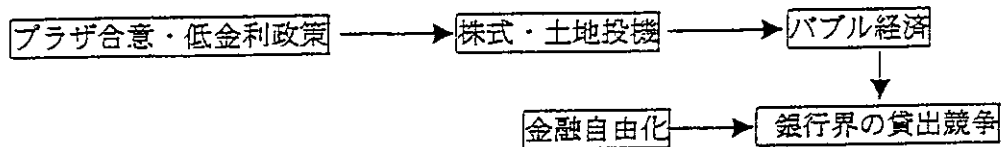


「管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について」 骨子

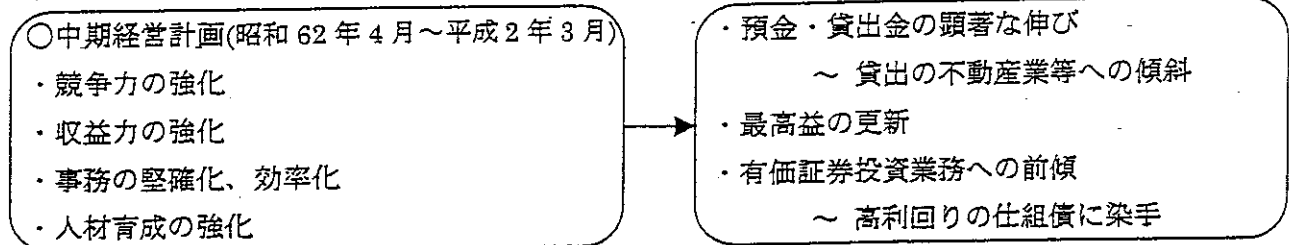
1. はじめに

2. 経営悪化の原因

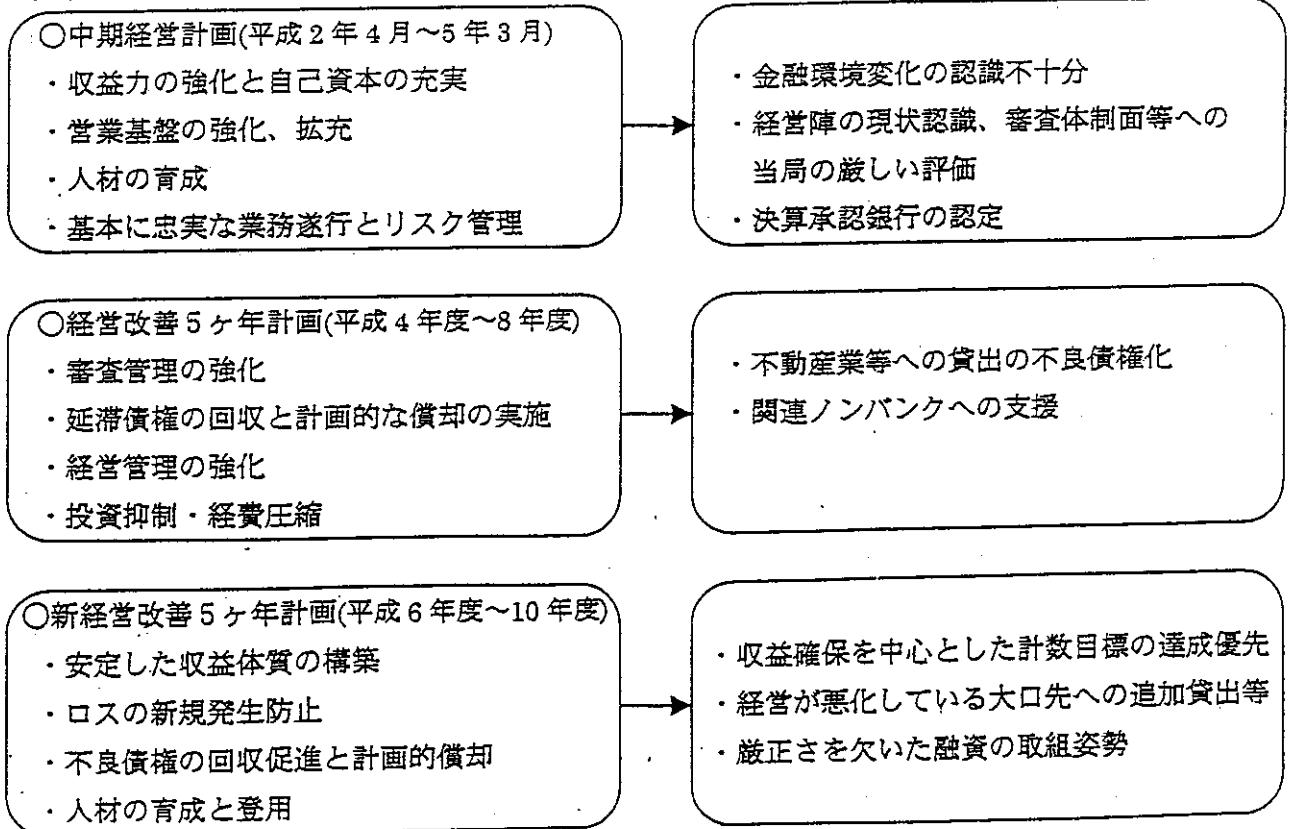
(1) バブル期前後の当行をとりまく経営環境



(2) バブル期前後の当行の経営施策



(3) バブル崩壊後の当行の経営施策



(4) 当行経営の問題点

- ①大口与信先グループへの過度の集中
- ②厳格さを欠いた審査管理
- ③関連会社に対する管理不足
- ④不適切な投資業務
- ⑤内部管理の不徹底

3. 管理を命ずる処分の開始決定までの状況

(1) 資本の状況

平成 9 年 3 月 不良債権処理と財務内容強化のため、第三者割当増資 169 億円を実施
平成 10 年 9 月 実質自己資本約 50 億円（繰越損失▲74 億円）までに低下 → 25 億円の増資を計画
平成 11 年 1 月 金融監督庁検査にて要償却・引当額が多額で自己資本を毀損すると指摘
～3 月 → 増資計画を断念

(2) 資金繰りの状況

平成 8 年 5 月 資金ポジション改善委員会の設置
平成 9 年 3 月 169 億円の第三者割当増資、約 60 億円の資産の売却等による流動化
→ 当面の流動性リスクは回避
平成 11 年 4 月 預金の大量流出、再生法 68 条の申請

「業務および財産の状況」の骨子

1. 与信業務

- バブル期に不動産業等へ傾斜したため、不良債権が増加
- 貸出を大口与信先グループへ依存
- 今後は金融再生法の趣旨を尊重し、優良な顧客基盤と貸出資産の維持に努力

【貸出残高推移】

(単位：億円)

	平成9年3月末	平成10年3月末	平成11年3月末
総貸出残高	4,816	4,721	4,574
うち中小企業	3,384 (70.2%)	3,320 (70.3%)	3,284 (71.7%)

2. 預金業務

- バブル崩壊後 法人預金が減少
- 個人預金強化策も徹底せず、その比率は業界平均以下
- 今後は顧客基盤の維持に努めて調達力の安定、強化を図る

【預金残高推移】

(単位：億円)

	平成8年3月末	平成9年3月末	平成10年3月末	平成11年3月末
預金残高	5,385	5,468	5,227	5,135
うち個人	3,085 (57.2%)	3,111 (56.9%)	3,038 (58.1%)	3,150 (61.3%)
うち法人	2,300	2,357	2,189	1,985

3. 投資業務

- 過去、「仕組債」の損失処理の為、収益先取り型の投資を実施したことから有価証券の内容劣化
- 平成11年3月期有価証券含み損61億円を当期損失に計上
- 今後は業務運営に必要な有価証券以外は整理していく方針

【投資有価証券残高推移】

(単位：百万円)

	平成9年3月末	平成10年3月末	平成11年3月末
投資有価証券	87,568	61,276	57,499
国債・地方債	34,507	21,420	22,523
社債	36,474	23,014	21,538
その他	16,587	16,842	13,438

4. 国際業務

- 外為取引先数 216 社、取扱いは第二地銀の中で上位
- 20 行とのコルレス契約維持、取引先の維持に必要な業務の継続

【外為取扱高・取引先数】 (単位：百万ドル)

	平成8年度	平成9年度	平成10年度
一般為替取扱高	439.4 (14位)	405.0 (13位)	329.6 (15位)
貿易為替取扱高	208.4 (22位)	181.1 (21位)	159.1 (16位)
外為取引先数	238社	214社	216社

() 内は第二地銀中の順位

5. 固定資産の現状

- 固定資産については、資産効率の観点から以前より逐次売却
- 今後も業務運営上必要不可欠なもの以外については閉鎖・売却方針

【店舗等の固定資産処分の実績推移】 (単位：件数)

	過去の固定資産処分実績			
	7年度	8年度	9年度	10年度
店舗	1	6	—	—
社宅・寮	1	—	—	—
厚生施設・駐車場等	1	2	—	—
計	3	8	—	—

【所有不動産の状況】 (平成11年3月末現在、単位：百万円)

物件名	土地			建物	
	簿価 取得価額	評価 10年度路線価	含み	簿価 取得価額	簿価 償却後
店舗 (9店舗)	1,445	1,421	▲24	3,091	1,395
寮 (2物件)	214	230	16	351	120
駐車場等 (2物件)	82	234	152	132	30
合計 (13物件)	1,741	1,885	144	3,574	1,545

6. 不良債権の状況

- 債務者区分を適正に行い、管理・回収体制を整備して実回収に向けた努力と適切な償却、引当の実施
- 財務内容の透明性を高め、市場での信認の回復

「営業譲渡等の見込みについて」骨子

1. 基本方針

- (1) 早期の譲渡
- (2) 善意かつ健全な債務者の保護
- (3) 経費の削減
- (4) 雇用確保への配慮

2. 具体的施策

- (1) 業務の円滑な譲渡等の為の同業態への営業譲渡
- (2) 金融業務への参入を計画している他業種への株式譲渡等

3. 営業譲渡等の見込み

アプローチを開始しているが、見込については言及できる段階にない

金融機能の再生のための緊急措置に
関する法律第13条に基づく報告書

平成11年6月15日

株式会社国民銀行

◆ 目 次 ◆

I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

1. はじめに

2. 経営悪化の原因

- (1) バブル期前後の当行をとりまく経営環境
- (2) バブル期前後の当行の経営施策
- (3) バブル崩壊後の当行の経営施策
- (4) 当行経営の問題点

3. 管理を命ずる処分の開始決定までの状況

- (1) 資本の状況
- (2) 資金繰りの状況

II. 業務及び財産の状況

1. 与信業務

2. 預金業務

3. 投資業務

4. 国際業務

5. 固定資産の現状

6. 不良債権の状況

III. 営業譲渡等の見込について

1. 基本方針

2. 具体的施策

3. 営業譲渡等の見込

金融再生法第13条に基づく報告書

I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

1. はじめに

当行は、平成11年4月8日以降、預金流出が急速に進んだため、預金等の払戻しを停止するおそれがあると判断し、平成11年4月11日「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」と言う）」第68条第1項に基づき、金融再生委員会にその旨の申し出を行い、同日、同法第8条第1項に基づき、同委員会より金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けました。

金融整理管財人は、金融再生法第13条に基づき、管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯につき調査を行いましたので、以下ご報告をさせていただきます。

なお、本調査作業につきましては、4月11日に選任された金融整理管財人のもとで直ちに開始致しましたが、時間的制約もあり、その内容については必ずしも十分でないと思われる事項もあります。しかしながら、金融再生法第18条に基づき金融整理管財人のもと、現在さらに旧経営陣等の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査もすすめており、管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯・原因等につきましては、後日、より深く明らかにできるものと考えております。

2. 経営悪化の原因

(1) バブル期前後の当行をとりまく経営環境

昭和60年、いわゆるプラザ合意が成立し、急速に円高が進展した結果、景気対策として金融緩和政策が打たれ、低金利時代に入りました。そうした中で、過剰となった資金は値上がり期待の大きい株や不動産に投入されることとなり、株価及び地価の高騰が広範化し、社会問題化するまでに至りました。

一方同時期に、大口定期預金の金利が自由化され本格的な金融自由化時代を迎えたこと、大手企業はエクイティファイナンス等の直接金融の傾向を強めたことなどから、間接金融の担い手であった金融機関は、借り手を搜しての貸出競争に突入することとなりました。特に都市部では、株と不動産が高騰したことを背景に、それらを裏付け担保とした新規貸出先の開拓競争を激化させた結果、ノンバンク・中小不動産業への貸出や提案型融資が増加することとなり、また系列の

ノンバンクを通じてファイナンスを行う等、過熱した金融環境にありました。

(2) バブル期前後の当行の経営施策

当行としては、そうした時代背景の中、競争力の強化、収益力の強化、事務の堅確化・効率化、人材育成の強化等を重点課題とした中期経営計画（昭和62年4月～平成2年3月）を策定致しました。運用の重点施策としては、融資基盤の拡充と収益の確保を目的に、店周重点地区内の融資先数の増加、個人ローンの積極的販売等を推進し、また、調達重点施策としては、事業先からの流動性預金の確保、個人家計口座のメイン化等により積極的な営業推進を行いました。この結果、預金・貸出金とも業界他行比顕著な伸びとなり（昭和61年3月から平成2年3月にかけての4年間で、預金は90%、同貸出金は80%の伸び）、決算では最高益を更新しておりました（当期利益は、昭和62年度17億円、昭和63年度19億円、平成元年度23億円、平成2年度18億円）。ただし、貸出の内容としては、既に不動産業・サービス業・ノンバンク等の特定業種への傾斜が始まっておりました。

また、一方では昭和61年頃、低調であった投資業務（預証率：当行12.4%、地銀Ⅱ平均18.5%）についてその姿勢を前傾させ、ボリュームのみならず、内容的にも金銭信託・先物・オプション等に手を広げました。この結果、バブル期においては、株式を中心に多額の含み益を有することとなり、さらに収益機会の拡大を指向して高利回りの仕組債の購入に染手し、平成2年まで約75億円を投入致しました。

(3) バブル崩壊後の当行の経営施策

平成2年から金融政策面で総量規制・業種規制がとられたことから、所謂バブル崩壊の過程に入りましたが、当行はこうした大きな金融環境の変化を十分認識しないまま、当行創立40周年を目指して、第4次中期経営計画ステップアップ40（平成2年4月～平成5年3月）を策定致しました。その骨子としては、①収益力の強化と自己資本の充実、②営業基盤の強化拡充（取引先数増加）、③人員確保と展開力の強い人材の育成、④基本に忠実な業務遂行とリスク管理、の強化の4項目を経営の課題に掲げましたが、結果として、当時の当行の問題点・課題を十分認識したものとは言い難く、業容・収益とも実績は大きく乖離したものとなりました。

こうしたことから、平成4年の大蔵省検査において、経営方針、経営陣の現状認識、審査体制面等厳しい評価を受けるとともに、「決算承認銀行」の指定を受けるに至りました。その反省を踏まえ、平成4年度を初年度とする「経営改善5ヵ年計画」（平成4年度～平成8年度）を策定し、①審査管理の強化、②延滞債権の回収と計画的な償却の実施、③経営管理の強化、④動産・不動産投資の抑制、⑤人件費・物件費の圧縮、に着手致しました。

この「経営改善5ヵ年計画」において、ようやく当行の経営再建がスタート致しました。しかし、バブル崩壊と長引く景気の低迷から、当行が運用基盤としてきた不動産業、サービス業、ノンバンク等の経営がますます悪化するとともに不良債権化し、また、同様に関連ノンバンク、

こくぎんリース（株）・こくぎんモーゲージサービス（株）も不良債権を抱えることとなり、両社に対し支援の拡大をしたことなどもあって、経営再建は順調にはすすみませんでした。そこで、平成6年大蔵省検査の後再び「新経営改善5ヵ年計画」ホップ21（平成6年度～平成10年度）を策定致しました。その内容は、① 安定した収益体質の構築、② ロスの新規発生防止、③ 不良債権の回収促進と計画的償却、④ 人材の育成と登用、でありました。

「新経営改善5ヵ年計画」ホップ21は、「本質的な経営管理の強化」を狙っておりましたが、不良債権処理の必要性から、収益確保を中心とした計数目標を達成することが優先されていたため、経営が悪化している大口与信先グループへ安易な追加貸付を行い、与信リスクの表面化を先送りするなど、融資の取組姿勢に厳正さを欠いた取扱いが横行致しました。このことは、平成8年の大蔵省検査等でも強く指摘されているところであり、その後の当行の傷を大きくした一因となりました。

こうしたことから、平成9年3月期に169億円の資本の増強を行ったものの、不良債権の騰勢に追いつかず、経営の悪化はさらに進むこととなりました。

（4）当行経営の問題点

① 大口与信先グループへの過度の集中

もともと当行の不動産・建設業、サービス業、ノンバンクに対する貸出比率は他行に比べ高かったが（昭和63年3月末 当行45%、地銀Ⅱ平均32%）、その後バブル経済の中でそれら業種を中心とした大口与信先グループへの貸出が過度に集中した背景として、当行の立地が首都圏であったことから、金融機関の貸出競争に追随して積極的な業容拡大路線をとったことがあげられます。こうした中で、貸出先として大口でかつ収益の見込める不動産業・サービス業・ノンバンク等に傾斜を強めることとなり、この傾向はバブル崩壊後も続けられ、こうした業種かつ大口先偏重の融資姿勢は、監督官庁からしばしば指摘を受けましたが改善に至りませんでした。

因みに、大蔵省および日銀から特に管理を要するとして指定された大口与信先グループ（21グループ・先）に対する状況をみると、バブル経済の終期である平成2年3月期と直近の平成11年3月期の比較では、当行全体の融資残高は、640億円減少しているのに比し、当該グループは、712億円の増加となっております。

また、当行の分類状況をみると、平成2年3月期の当該グループの分類額は8億円でしたが、同11年3月期には819億円にまで増加し、また、償却・引当ては、当行全体では平成2年3月期3億円、同11年3月期753億円であるのに対し、当該グループでは平成2年3月期ゼロ、同11年3月期482億円であり、当行の貸出がそれらグループに特化したものであり、かつ不良債権も集中したことを示すものとなっております。特定業種かつ特定大口先に依存した営業基盤を生んだ融資姿勢に問題があったと言わざるを得ないものと考えます。

② 厳格さを欠いた審査管理

バブル崩壊と長引く不況の中での不良債権の増加もあり、審査管理体制については、強化する方向で種々の施策が打たれてきましたが、基本的にはバブル期の営業姿勢からの転換が遅れ、特に、大口与信先グループに対する審査に厳格さを欠いたといわざるを得ません。また、大口先について与信限度を設定いたしました。歯止めがかかりませんでした。こうしたことを審議是正すべき融資審議会も、責任体制が明確でなく形骸化し、例えば、業況が悪化している特定大口先について、そのグループ会社等への新たな融資を安易に容認するなど審議・取組姿勢は甘く、この点は過去の検査・考査でもたびたび指摘されているとおりであります。

③ 関連会社に対する管理不足

こくぎんリース（株）・こくぎんモーゲージサービス（株）については、両社を当行グループ与信として総合的に統括する体制（一元管理体制）ができておりませんでした。その結果、徒に不良債権額が膨らみ、両社の支援のため、平成10年3月までに既に47億円の債権放棄を実施し、また、平成11年3月期には、両社のもつ不良債権を一掃する必要がありました。当行の状況から両社に対する支援は不可能となり、両社は、平成11年4月「自己破産」の申し立てをし、その決定を受けるに至りました。

④ 不適切な投資業務

バブル崩壊後、購入した仕組債は含み損を有するに至りましたが、収益先取り策等の弥縫策に終始し、傷を大きく広げる結果となりました。

投資業務において、リスクの認識が甘く、管理体制も未熟なままに、先端的取引に取組んだことが上記の結果を招来したものといたします。

⑤ 内部管理の不徹底

当行はバブル経済崩壊後、営業店長等役職者による不祥事の発生、現金の紛失、実損を伴った事務過誤等の発生が続いておりました。

これら内部管理の不徹底は、業容拡大が優先され、内部管理についての意識が薄かったことによるものであり、このため内部管理の充実・強化を図るべく、研修会の実施、事務規定の明確化等各種の改善策を実施してまいりました。しかしながら、いまだに多数の不備・不適切な事務取扱がみられ、内部管理の徹底を図る必要性を大蔵省検査において強く指摘されておりました。

3. 管理を命ずる処分の開始決定までの状況

(1) 資本の状況

当行は、前述のとおり、バブル崩壊後の長引く不況の中で不良債権が拡大し続け、重い償却負

担のため常に自己資本は圧迫されてきました（平成8年3月期自己資本比率3.85％）。

特に、平成9年3月期には、当行の償却必要額は資本勘定の206億円を上回る225億円にも達することとなり、大株主である国際興業グループによる第三者割当増資169億円を実施致しました。この大幅増資により、資本金124億円、自己資本は245億円、自己資本比率は6.04％まで回復致しました。しかしながら、新たな不良債権の発生もあり、不良債権処理に歯止めがかからず、平成10年3月期142億円、平成10年度中間期では80億円の償却を実施し、繰越損失が74億円となり、実質自己資本は約50億円にまで減少致しました。その為、国際興業（株）を中心とした25億円の増資計画を策定し、その実行へ向け平成11年2月には臨時株主総会を開催し、授權資本の拡大を図りました。

しかし、平成11年1月からの金融監督庁検査の結果、平成10年9月末時点で、必要とする償却・引当額は、762億円に達することが明らかになり、計画している25億円増資では対処できず、再度、大株主と対応を協議しましたものの、資本増強は断念せざるを得ない状況となりました。

（2）資金繰りの状況

このように経営が悪化する中、当行は従来より預貸率が高いこともあり、資金繰りの安定化を図るべく、全行をあげた取組を行ってまいりました。

具体的には、平成8年5月に副頭取を委員長とし、関係各部担当役員・部長を委員とする「資金ポジション改善委員会」を設置し、外部負債依存体質からの脱却を図るべく、資金吸収強化と貸出抑制に努めた結果、8年度には預貸率も下がり、一時的に改善をみました。

平成9年度になりますと、金融機関の信用不安問題が再びクローズアップされ、当行も資金吸収が厳しい環境となり、預貸率が再び上昇しました。（平成9年度上半期期中平均預貸率92.1％）しかし、平成9年3月末に大幅な増資（169億円）及び、資産の売却等による流動化（約60億円）を図ったことなどから、この時点での流動性リスクは回避された状態となりました。

しかし、平成11年4月8日、預金者による預金引出が急増し、4月8・9日両日で679億円の預金が減少して、外部運用超から一転調達超となりました。このような状況からして、もはや自力での資金調達は難しく、予想される預金流出に対応不可能と判断し、金融再生法第68条の申請に及んだものです。

Ⅱ. 業務及び財産の状況

1. 与信業務

当行は本来、地域に密着した金融機関として、地元中小・零細企業を中心に、さまざまな事業資金ニーズへの対応を行うことが本旨であると思われま

す。しかし、もともと審査管理能力が弱い中で、バブル期に不動産業等への貸出に過度に傾斜した結果、バブル崩壊及び景気の長期低迷が続く中で、不良債権が大幅に増加することとなりました。その回収及び償却等に注力致しましたが、収益力の低さ等からその処理テンポを加速できず、また、自己資本比率改善に向けて保証協会融資の推進等資産の良化を図りましたものの、不良債権の増加に追いつきませんでした。規模的にも、貸出は一部特定の大口企業グループに依存していたため、残高は漸減を余儀なくされました。

今後につきましては、金融再生法の趣旨を尊重し、優良な顧客基盤と貸出資産の維持ならびに質的向上に努力していく所存です。また、資金使途等の妥当性や企業信用力に関する審査力を強化し、その資産の実質的な収益性の確保や、当行ローンポートフォリオ全体の改善にも注力していきます。

また、与信管理を徹底し資産の劣化の防止に努めます。

<貸出先数・残高推移>

(単位：億円、%)

	平成9年		平成10年		平成11年	
	3月末	構成比	3月末	構成比	3月末	構成比
総貸出先数	29,383		27,508		25,373	
うち中小企業貸出先数	7,613	25.91	7,054	25.64	6,277	24.73
うち個人貸出先数	21,649	73.67	20,331	73.91	18,993	74.85
総貸出残高	4,816		4,721		4,574	
うち中小企業貸出残高	3,384	70.27	3,320	70.32	3,284	71.79
うち個人貸出残高	862	17.90	799	16.92	746	16.31

<信用保証付き貸出金残高>

(単位：億円、%)

	平成9年3月末	平成10年3月末	平成11年3月末
信用保証付貸出残高	331	337	498
付保率	7.7	8.1	12.3

2. 預金業務

当行は、営業基盤が首都圏にあったことから、主に地域の法人・事業先を中心に事業性資金の需要に応え、融資先行の法人営業を核としてまいりました。

バブル崩壊と景気低迷により、平成6年以降、法人預金の減少が続いております。一方、景気に左右されにくい個人預金の吸収につきましては、個人取引を強化する営業施策は標榜されていたものの、その徹底には至らず業界平均以下の個人預金比率となっております。

今後につきましては、顧客基盤の維持に努めて調達力の安定・強化を図ってまいりますとともに、適切かつ丁寧な説明・情報提供に努めてまいります。

<預金残高推移>

(単位：億円)

	預金残高	内 個人	預金に占める 個人預金比率	内 法人
平成 8 年 3 月末	5,385 億円	(3,085 億円)	(57.2%)	(2,300 億円)
平成 9 年 3 月末	5,468 億円	(3,111 億円)	(56.9%)	(2,357 億円)
平成 10 年 3 月末	5,227 億円	(3,038 億円)	(58.1%)	(2,189 億円)
平成 11 年 3 月末	5,135 億円	(3,150 億円)	(61.3%)	(1,985 億円)

(平成10年3月現在、第二地銀平均個人預金比率 66.8%)

3. 投資業務

過去、「仕組み債」の損失処理を行うにあたって、投資信託の配当取り、金利スワップションのプレミアム、ステップダウン債の購入等の収益先取り策を実行し、その影響が今日まで及んでおりました。

こうしたことから、当行の有価証券の内容はかなり劣化したものとなりましたが、平成11年3月期において、有価証券の含み損はその評価方法を、「原価法」から「低価法」に変更したことにより、含み損(61億円)を当期損失に計上しております。

今後につきましては、業務運営に必要な不可欠な有価証券以外は売却していく方針であります。

<投資有価証券残高推移>

(単位：百万円)

	平成9年3月末	平成10年3月末	平成11年3月末
投資有価証券	87,568	61,276	57,499
国債・地方債	34,507	21,420	22,523
社債	36,474	23,014	21,538
株式	6,448	6,337	4,751
その他	10,139	10,505	8,687

注) 11年3月末は低価法による償却後残高

4. 国際業務

外為与信につきましては、地場の中小企業を対象に輸出入の貿易金融を中心に拡大してまいりました。現在の外為与信先数は約130社となっており、うち約50社が当行メイン先となっております。また、現在の外為取引先数は216社で、取扱いは、下記のとおり一般為替、貿易為替とも、第二地銀の中では上位に位置しております。

今後につきましては、既存の取引先を維持していくために必要な業務は継続していく方針であります。なお、外貨の資金繰りについては三和銀行の支援を受けており、20行との対外コルレス契約についても現状維持されております。

<外為取扱高・取引先数>

(単位：百万ドル)

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
一般為替取扱高 (第二地銀順位)	450.1 (17位)	439.4 (14位)	405.0 (13位)	329.6 (15位)
貿易為替取扱高 (第二地銀順位)	269.7 (19位)	208.4 (22位)	181.1 (21位)	159.1 (16位)
外貨両替 (第二地銀順位)	14.1 (16位)	17.8 (11位)	14.4 (11位)	23.0 (9位)
外為取引先数	243社	238社	214社	216社

注) ○一般為替とは総為替から外貨預金・外貨貸出の取扱を除いたもの。

○外為取引先数は、各年度下半期(6ヶ月)において貿易為替の取扱高が10千ドル以上の取引先をさす。

5. 固定資産の現状

固定資産の売却実績

保有固定資産につきましては、資産効率の観点から、従来より逐次売却してまいりました。今後も寮、保養所等の厚生施設をはじめ、業務運営上必要不可欠なもの以外、閉鎖・売却をしてまいります。

<店舗等の固定資産処分実績推移>

	過去の固定資産処分実績			
	7年度	8年度	9年度	10年度
店舗	1	6	—	—
社宅・寮	1	—	—	—
厚生施設	—	1	—	—
駐車場等	1	1	—	—
計	3	8	—	—

<所有不動産の状況>

11年3月末現在（単位：百万円）

物件名	土 地			建 物	
	簿価 取得価額	評価 10年度路線価	含み	簿価 取得価額	簿価 償却後
店 舗 (9店舗)	1,445	1,421	▲24	3,091	1,395
寮 (2物件)	214	230	16	351	120
駐車場等 (2物件)	82	234	152	132	30
13物件合計	1,741	1,885	144	3,574	1,545

6. 不良債権の状況

当行の抱える不良債権については、再度債務者区分を適正に行い、管理・回収体制を整備して実回収に向けた努力を致します。また、適切な償却・引当も行います。こうしたことにより財務内容の透明性を高め、市場における金融機関としての信認を回復させる所存であります。

Ⅲ. 営業譲渡等の見込について

1. 基本方針

(1) 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な営業譲渡等を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持と当行企業価値の劣化を防止致します。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持して、金融機関としての信認や信用力を回復させます。

(3) 経費の削減

円滑な営業譲渡を行うため人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

(4) 雇用の維持

営業譲渡にあたっては、従業員の雇用確保にも配慮を行います。

2. 具体的施策

(1) 営業譲渡

金融再生法の趣旨を十分に踏まえ、業務の円滑な譲渡・善意かつ健全な債務者保護の為に、同業態への営業譲渡を目指します。

(2) 株式譲渡

同業態のみならず、金融業務への参入を計画している他業種へも、株式譲渡等の方法による円滑な譲渡も検討いたします。

3. 営業譲渡等の見込

現在、鋭意譲渡先についての検討を加え、アプローチを開始しておりますが、その見込みについては言及できる段階にはございません。